

5 障 第 6 3 1 号  
令和 6 年 3 月 27 日

障害児通所支援事業所の管理者 様

障 が い 福 祉 課 長

障害児通所支援事業の個別サポート加算 I の請求について（通知）

このことについて、令和 6 年 3 月 15 日に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が公布され、障害児通所支援事業の個別サポート加算 I の要件が変更されました。令和 6 年 4 月サービス提供分以降の請求について、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 児童発達支援

(1) 変更の内容

児童発達支援の個別サポート加算 I の要件は次のとおり変更されます。

変更前	変更後
乳幼児等サポート調査において、次のいずれかに該当する児童 ① 4 歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2 以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。 ② 3 歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1 以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、1 以上の項目についてはほぼ毎日支援が必要又は週に 1 回以上支援が必要の区分に該当すること。	次のいずれかに該当する児童 ① 重症心身障害児 ② 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている児童 ③ 療育手帳 A の交付を受けている児童 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている児童

(2) 事業所における対応

管轄地区保健福祉センターにおいて、令和 6 年 4 月以降の個別サポート加算 I の該当について確認作業を進めています。確認の上は、個別サポート加算 I が非該当になる支給決定保護者に対して、通所受給者証のシールを送付する予定です。

しかしながら、上記のとおり、児童発達支援における個別サポート加算 I の要件は、

事業所でのアセスメント等において容易に判断できる基準であることから、事業所において確認をお願いします。

## 2 放課後等デイサービス

### (1) 変更の内容

放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰの要件は次のとおり変更されます。

変更前	変更後
<p>就学時サポート調査において、次のいずれかに該当する児童</p> <p>① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</p> <p>② 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</p>	<p>就学時サポート調査の結果が次の場合、それぞれ「著しく重度の障害児」、「ケアニーズの高い障害児」と区別して決定する。</p> <p>① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。 → 「著しく重度の障害児」</p> <p>② 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。 → 「ケアニーズの高い障害児」</p>

### (2) 事業所における対応

児童発達支援の個別サポート加算Ⅰと同様、地区保健福祉センターで確認作業を進めています。現在個別サポート加算Ⅰの決定を受けている児童が、「著しく重度の障害児」に該当するか「ケアニーズの高い障害児」に該当するかを事業所において判断することが困難です。そのため、「著しく重度の障害児」に該当する場合は、管轄地区保健福祉センターから支給決定保護者に対して4月19日までに通所受給者証のシールを送付しますので、支給決定保護者に送付した通所受給者証を確認し、請求してください。

以上